

社会教育人材を中核とした 目指すべき社会教育の在り方について

令和6年10月25日（金）



文部科学省

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】

- （令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策についてです。
第12期生涯学習分科会の議論の整理や社会教育人材部会の最終まとめ等を踏まえ、今後の方向性が示された社会教育主事と社会教育士の役割、社会教育人材の質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について、これらの内容を実効性のあるものとするための具体的方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

特に、社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化、社会教育行政と関係機関（関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等）との連携促進、社会教育人材ネットワークの構築・活性化、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進の観点から、行政の役割も含め御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化

特に、社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方、社会教育士の更なる活躍促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

特に、異なる役割に応じた養成方法・内容の確立、講習実施機関の拡大、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策の観点からの御検討をお願いします。

■社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（赤字...前回までの御議論におけるキーワード、青字...今回さらに御議論いただきたい事項）

※行政の役割も含め、御議論をお願いします。

○現代社会において、社会教育に求められる役割やニーズは何か。社会教育人材を中核として、どのような社会教育の在り方を目指すか。

- 地域自治の基盤を耕し形成する営み
- 地域(場)のウェルビーイングに向かって共有意識や信頼関係を醸成し、人々をつなぐ役割
- 多様性の尊重・他者に対する寛容な視点
- 公正で民主的な社会の基盤
- 対話の場と想像力
- 社会教育の人材創生はコミュニティ創生
- 都市部も含めた地域課題の解決に資する
- 地域コミュニティ政策における合意形成の納得を引き出す対話のプロセス
- 公民館は地域自治の実践

（特に社会教育人材について）

- 人々の活動への参画を促し、活動を活性化させる触媒
- 人権の視点を持つ必要
- 地域に必要な学びの理解
- 社会教育の成果を意識した仕掛け人としての専門性と、活動の楽しさや現場づくりを促す側面の両立
- 学校と地域の連携・協働を推進
- 外国人住民と地域のつなぎ手

本日御議論頂きたい事項（2/2）



（赤字...前回までの御議論におけるキーワード、青字...今回さらに御議論いただきたい事項）

※行政の役割も含め、御議論をお願いします。

○社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化を推進するうえで、どのような仕掛けづくりが必要か。

- 社会教育をコミュニティ政策の基礎として位置付ける視点
- 住民の多様なニーズに応えた学習環境の整備
- 人権の尊重といった公正の価値を下支えするソフトな基盤整備
- 多様な人が学び続けながら成果を地域に還元する方策
- 地域のつながりや対話の場づくり
- CSや地域学校協働活動を大人の学び場や地域の対話の場として機能させる
- 社会教育人材の活動の見える化・政策評価の視点の検討

○社会教育行政と関係機関（関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等）との連携は、どのように促進すると良いか。特に、社会教育人材ネットワークを構築・活性化するためには、どのような仕掛けづくりが必要か。

- 多様なステークホルダーの対話の場づくり
- 首長部局と教育委員会の部局横断的な人づくりや活動づくり
- 社会教育側、特に社会教育主事が首長部局と協働した学びの場を積極的に提案
- 首長部局・民間・NPO等の側から社会教育を活用

○共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進について、どのように考えるか。また、どのような仕掛けづくりが必要か。

- 多様な全ての人が活躍できる地域づくり
- まずは日本人に対する外国の文化・言語の理解

（特に行政の役割について）

- 学習機会へのアクセスを担保する上で、障害者、外国人に加え、居住地や置かれた環境による不利をどのように克服するか

参考（第2回配付資料）

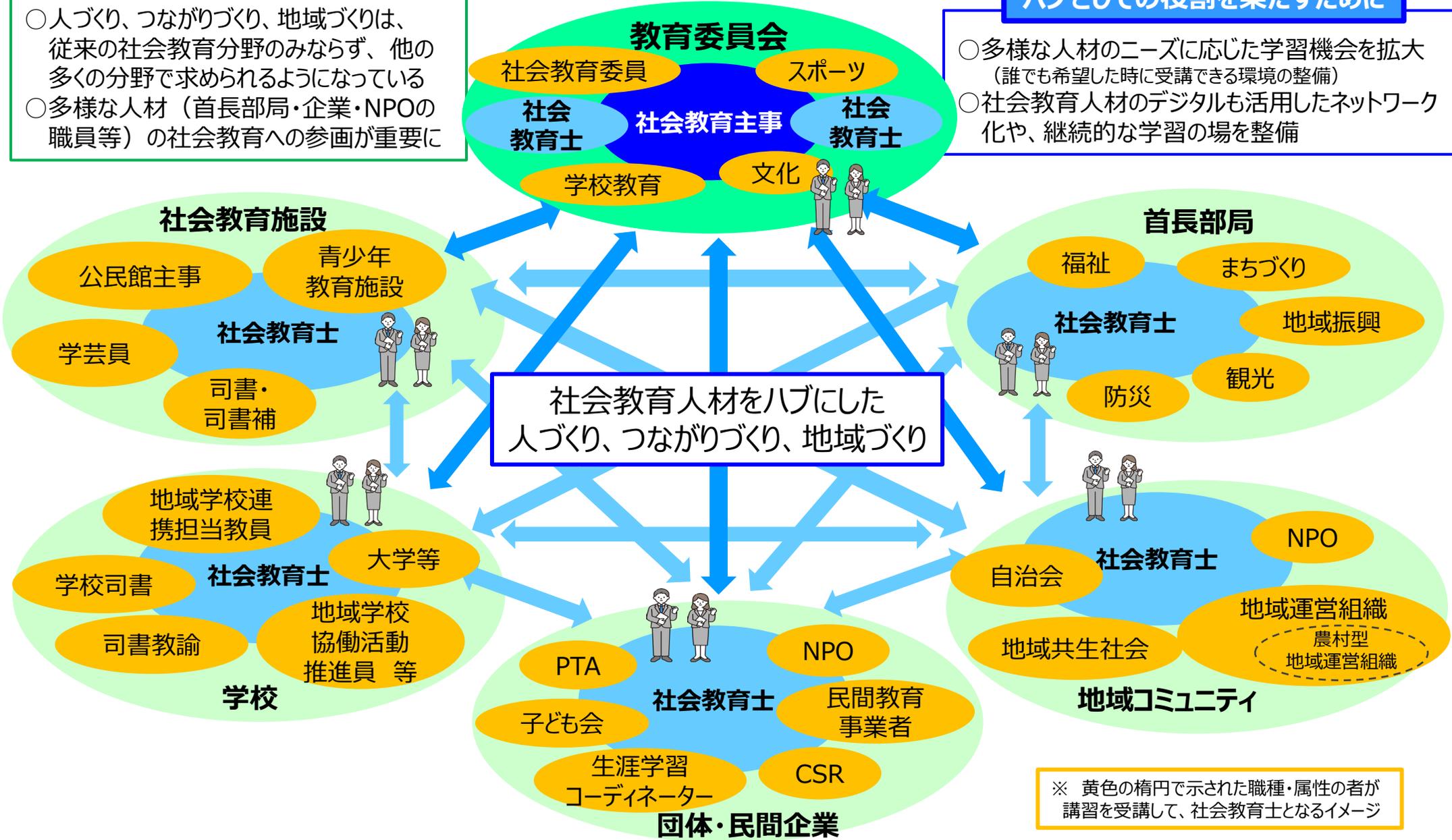
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

様々な社会教育人材の活動・役割①

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会
「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について
(最終まとめ)」(令和6年6月) 参考資料集より抜粋



文部科学省

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
教育委員会	社会教育委員	社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱する。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問への意見、研究調査の実施、青少年教育に関する特定の事項についての助言と指導を行う。(R3 18,951人)
社会教育施設	公民館主事	社会教育法第27条に基づき、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる職員。多様化、高度化する地域住民の学習ニーズ等に的確に応えるべく、公民館事業の実施(講座の開設、展示会の開催等)に当たるほか、地域住民又は各種団体が、公民館の施設・設備を利用して各種の教育的事業・行事を実施するにあたり、その企画運営上の相談に応じる。社会教育主事任用資格を公民館主事任用のための資格要件としている地方公共団体もある。(R3 11,448人)
	司書	図書館法第4条、第13条に基づき、公立図書館におかれる専門的職員。図書館資料の収集、整理、保存、提供をはじめ、読書会等の開催、他の図書館などの社会教育施設や学校との連携・協力を行う。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。(R3 21,520人)
	学芸員	博物館法第4条に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。地域の文化資源の保存や展示を通じた地域振興などの役割も期待され、様々な主体との連携も求められている。(R3 9,036人(類似施設の学芸員も含む。))
学校	地域学校協働活動推進員	社会教育法第9条に基づき、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。(R5 13,144人 ※地域コーディネーターを含めた場合 R5 33,399人)
	学校司書	学校図書館法第6条に基づき、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くように努めることとされている。学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。(R2 24,392人)
	司書教諭	学校図書館法第5条に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置くこととされている。司書教諭は、学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画等の立案に従事するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。(発令学校数 R2 25,493校)
	地域連携担当教員	各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習・社会教育の観点から効果的・効率的に展開することを目的とする。学校と地域が連携した取組の充実、総合調整、情報収集に関することを業務として行う。(栃木県では指名に当たり、社会教育主事の資格を有する者を要件の一つとしている。)

様々な社会教育人材の活動・役割②

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
民間企業・団体	社会教育関係団体	PTAや子ども会など、社会教育法第10条に基づき、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。
	生涯学習コーディネーター	一般財団法人社会通信教育協会が主催する研修を修了し、認定を受けた者。コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与することを目的に養成。(R6 5,716人)
	民間企業	①企業のCSR事業の一環として、自社のノウハウや強みを活かしながら、少子高齢化、過疎化などの地域課題や行政ニーズに応える活動を実施。 ②民間教育事業者においても、行政機関と連携して、社会教育施設等における教育機会を提供している。
地域コミュニティ	自治会	一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い、地域課題の解決に取り組むことにより、住みやすい地域社会の形成に資することを目的に、自主的に組織される団体。
	地域運営組織	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
	農村型地域運営組織(農村RMO)	複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。地域運営組織の一形態。
市町村	重層的支援体制整備事業	市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、市町村による断らない相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。令和2年の社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始。

⇒ 上記①②のいずれの職種・属性でも、社会教育の知見とつながり(ネットワーク)を活かせば、それぞれの活躍の場における活動をより効果的に行うことが期待できる。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

(5つの基本的な方針)

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

○ **社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営み**という性格を強く有している。近年、**防災、福祉、産業振興、文化交流**など、**広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において**、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、**社会教育の役割が重要**となる。

○ **地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。**こうして形成された地域の人々の関係は**持続的な地域コミュニティの基盤**となり、**ひいては社会全体の基盤**となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。

(生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進)

○ **また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。**

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)(抜粋)

○生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿

(略)また、ウェルビーイングは個人の状態のみならず、個人を取り巻く周囲の他者や暮らしている社会そのものを含めた他者との良好な関係性の構築が必要であることから、**子供や若者、社会人、高齢者、障害者や外国人など、誰もが年齢を問わず学び続け、一人ひとりが求める多様な学びを互いに尊重し合いながら地域社会の担い手を育み、地域コミュニティの基盤を安定させる地域づくりとしての社会教育の振興が重要**である。(略)

デジタル社会への対応

(略)また、**公民館や図書館等の社会教育施設においてデジタル環境を整備し機能強化するとともに、デジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びを提供し、国民全体の総合的なデジタルリテラシー向上のための取組を充実するとともに、全ての世代のデジタルデバイド(情報格差)の解消を図っていかなければならない。**(略)

社会的包摂への対応

ウェルビーイングの実現のためには一人一人が個性を持ち、自分以外のウェルビーイングにも配慮し多様性を認め合う社会的包摂の精神が重要であるが、**高齢者、障害者、外国人等、社会的に制約のある人に対しても社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠**である。社会的に制約のある人々の学習ニーズを適切に把握しながら、学びやすい環境を整える必要がある。また、そのような人々の主体的な学びへの意欲を向上させることのみならず、学びを提供する役割も担うことにより、地域や社会への貢献への意欲を養う視点も重要である。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)(抜粋)(続き)

○生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方について

社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域活動に還元されるような循環が生まれることが期待されている。実際、地域住民が地域課題の解決に向けて学びを継続し、住民自治の強化に貢献している例も見られる。こうした活動は、地域コミュニティに着目した様々な分野における地域課題の解決に広がり、社会教育との連携の重要性が指摘されている。また、社会教育の担い手も多様化しており、従来から中心的な担い手である社会教育施設や社会教育関係団体、NPOに加え、民間企業や地方公共団体の首長部局等へと広がっている。

多くの地域が抱える課題、たとえば、深刻な高齢化の進行により地域を担う後継者が不足する中においても、公民館活動への地域住民の参加を促進し、自治体によるコミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進する際や、住民の主体的参画を促し、多世代の協働による地域づくりを実現する際には、社会教育というツールが大変有用である。特に、コロナ禍で地域住民による活動が停滞して孤独・孤立の問題が顕在化し、コミュニティのつながりが脆弱になってきた地域社会において、アフターコロナの今、そのつながりづくりのために社会教育の重要性が認識される追い風になっている側面もある。

一方で、社会教育は、歴史的に見れば立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしてきた。このことは近年の社会情勢において、一層重要になってきている。たとえば、全ての人の生活を支える可能性を持つデジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することにより、オンラインでの学習やSNSでのつながりづくりなどを可能にし、デジタルのネットワークだけでなく仲間や地域とリアルに繋がる場を提供する役割を果たしている。その中で、社会教育主事や社会教育士、社会教育施設の職員等のコーディネートにより、不登校等課題のある児童生徒、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学びや多世代交流の学びを支援することもできる。その際、一人一人の多様な特性や自由な学習ニーズを尊重し、互いに認め合う関係性を築きながら、学びの支援を通じて学習者の地域社会の一員としての尊厳を確かなものにしていくアプローチが求められる。このように、**共生社会の実現を目指す上で、社会的に弱い立場にある人々を含めて、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現の観点からも、社会教育の振興に貢献する社会教育人材は重要である。**

社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たすことが期待される。さらに、**学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めるとともに、地域コミュニティの基盤を支え、社会的包摂を実現していく必要があり、その中心的な担い手として社会教育人材には大きな役割が期待される。**

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方



社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)

2. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

(1) 社会教育の裾野の拡大

(略)社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤であるという性格を強く有している。そのため、住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待されている。実際に、少子高齢化への対応に積極的に取り組む地方公共団体においては、地域の核となる学校教育と社会教育との連携により、世代を超えた地域のつながりづくりや次世代の育成が進められている。また、地域課題の解決に向けて地域住民の話し合いが公民館等を中心に進められたり、地域の社会的包摂の実現に向けた住民支援のために、職員が社会教育の素養を身に付けるための研修を実施するなどの取組を行ったりしている地方公共団体もある。さらに、気候変動等に伴う自然災害の頻発・激甚化や、それを踏まえた防災・減災事業への対応等の人命に直結する課題の対応においても、社会教育を基盤とした住民自治の強化が求められるなど、**福祉・防災・農山漁村振興等様々な分野において、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」に着目した施策が各行政分野において展開され、これらの取組と社会教育との連携の重要性が指摘**されている。

また、**社会教育の担い手についても、従来から中心的な担い手であった社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど、多様化している。**首長部局等では、様々な分野で社会教育活動を通じて地域社会との関係を深めたりしようとする取組が増え、地方公共団体の長が、社会教育士は地域コミュニティにとっても有益な人材であると考え、職員に社会教育士の称号を取得するよう推奨している例もある。また、民間企業そのものの価値も、社会貢献や従業員の働きがいなど、これまでの営利に基づく経済的価値のみならず社会的価値創造の面からも評価されるようになっており、民間企業が社会教育実践の一翼を担う担い手として現れ始めている。例えば、主たる事業が教育関連ではない民間企業が公民館等で子供の体験活動等の社会教育を実施するなど、CSRに携わる中で社会教育人材の必要性を認識し、従業員が社会教育士の称号を取得することが有益であるといった声が聞かれている。

(略)

このように**社会教育の裾野が拡大する中、社会教育は地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進に資するものであり、社会教育人材が果たし得る役割は大きい。**

以上のように、社会教育とその実践の担い手である社会教育人材の重要性は、従来の社会教育分野にとどまらず、社会の様々な行政分野において認知され、かつ社会教育との連携が模索されている。一方、社会教育法上、都道府県及び市町村に必置と規定されている社会教育主事の配置率は、都道府県約9割、市約4割、町村等約3割となっており、その機能を十分に果たし得る状況にはなく、こうした実態を早急に改善する必要がある。

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現によって社会教育の振興を図っていくためには、社会教育に対する興味・関心や期待を持っている人々のニーズに着実に応え、より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況を創出するとともに、社会教育に対する社会的な認知をさらに高めていく必要がある。その実現のためには、**学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図ることが極めて重要**である。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方



社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)(続き)

4. 社会教育人材の活躍促進について

(4) 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

エ. 社会教育人材のネットワーク化

(略)ネットワークの試行を通じた社会教育主事や社会教育士の意見等を踏まえると、全国規模のネットワークや都道府県・市町村等の地域単位のネットワークに加え、講習・養成課程を実施・開設している大学等の担当教員や修了者の発意による自発的な「同窓会型」ネットワーク、さらには参加者の関心事項に基づく交流など、機能に応じて複層的に構築することが重要である。

ネットワーク構築の目的としては、以下のような機能を果たすことが想定される。

- ・ 研修情報など、社会教育士等が継続して学べる機会に関する有用な情報が提供されること、
- ・ 行政機関の施策や社会教育士等が主催する事業の実施に当たり協力を求めることができること、
- ・ 一定の地域内で社会教育士等が緩やかにつながることができ、地域ごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有など経験交流ができること、
- ・ イベント開催や個別相談への対応に際して、協力を依頼できること、
- ・ 地域を超えて社会教育士が緩やかにつながることができ、トピックごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有など経験交流ができること

また、個々の機能に対応して最適なネットワークは異なることから、複層的なネットワークの構築が望ましい。具体的には、

- ・ 全国規模のネットワークは、国が中心となり、都道府県・指定都市の社会教育主事との業務上の連携を強化するために、地域においてネットワーク化の主導的な立場を果たすことが期待される社会教育主事が集まる場の充実を図るとともに、持続的な社会教育主事ネットワークの確立に向けた課題について整理・検討を行う。

また、この全国規模のネットワークにおいては、国で行う社会教育人材への研修情報の提供や、各地域における好事例の共有、講義中心の研修だけでなく参加者同士が自発的にネットワークを形成する機会の提供など、社会教育人材の資質の向上に向けた機会を提供する。さらには、全国的な取組に関する相談や協力依頼、他の全国組織と連携する際の窓口としての連絡調整等を行うことが考えられる。(略)

- ・ 都道府県・市区町村等の地域単位のネットワークについては、講習・養成課程、地方公共団体が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、地方公共団体の社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域における幅広い社会教育人材(教員養成課程の学生やその他の社会教育に携わる関係者を含む。)に広く参加を呼びかけることにより日常的なつながりの構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援を進めるために有用な取組として、各地域がそれぞれの実情に応じてネットワークの運営に取り組み、域内での研修や交流を行うことが望ましい。さらに、地域における環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくりなど社会教育行政以外の分野も含めたネットワークや地方公共団体の社会教育主事のOB・OGなどセカンドキャリアも意識したネットワークとすることにより、多岐にわたる行政機関の施策や社会教育士等が関連する事業への協力、相談依頼等を行うことが考えられる。一方、地方公共団体ごとにネットワーク化の進展に差が生じてしまうことから、各地方公共団体におけるネットワークの構築や活用の実践事例の収集・共有を含め、必要に応じて、国が必要な情報提供、相談のサポートを行うことが望ましい。

- ・ 「同窓会型」(同じ講習・養成課程の修了者)のネットワークについては、(略)持続可能なネットワークとなるためには、他のネットワークと連携することが求められるほか、国や都道府県、市町村には、同窓会型ネットワークからの相談体制を整えるなどサポートすることも期待される。